

第1章 計画の改定に当たって

1 計画改定の趣旨

地域福祉計画の中で大きな部分を占める高齢者計画（介護保険事業計画を含む）について、平成17年の介護保険法の改正による制度等の大幅な改革に対応するため改定します。

平成17年4月に「文の京」自治基本条例が施行されました。また、平成17年度からの新しい文京区基本構想実施計画が策定されました。この新実施計画と整合するよう改定します。

現行の地域福祉計画では、介護保険事業計画の計画期間にあわせて、5年間の計画期間とし、3年ごとに見直すこととしているため改定します。

2 計画改定の背景

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法に基づき、次世代育成支援対策を総合的に実施するため、平成16年度に、「子育て支援計画」を改定して「次世代育成支援行動計画」を策定し、取り組みを進めています。

平成12年から運用を開始した介護保険制度は、高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の「持続可能性」、「明るく活力ある超高齢社会」の構築、社会保障の総合化という視点から見直され、平成17年6月に改正介護保険法が成立しました。法の趣旨に基づき、予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立等に対応するため、「高齢者計画」「介護保険事業計画」を改定し、施策を実施する必要があります。

平成15年4月から、障害者自らがサービス内容や事業者を選択し、契約によって利用する支援費制度がスタートしました。新制度3年目を迎え、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するため、平成17年10月に障害者自立支援法が成立しました。

これらを踏まえて、「障害者計画」の改定を平成18年度に行う予定です。

区民の心身の健康の保持・増進を図るために、ライフステージに対応した健康づくり、精神障害者への保健福祉施策等とともに、SARS（重症急性呼吸器症候群）等の新興感染症や災害等による大規模で深刻な健康被害に対する危機管理体制の整備・充実が必要であり、「保健計画」を改定し取り組みを推進する必要が生じています。

社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業の経営者、社会福祉に関する活動を行う者の相互協力により、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう、地域福祉の推進に努めなければならないとしています。今日の多様な福祉ニーズに対応するため、身近な地域において、地域住民やボランティア、NPO等の積極的な参画や、相互の連携が更に求められており、「地域福祉の推進」を改定し取り組みを推進する必要が生じています。

3 計画改定の検討体制

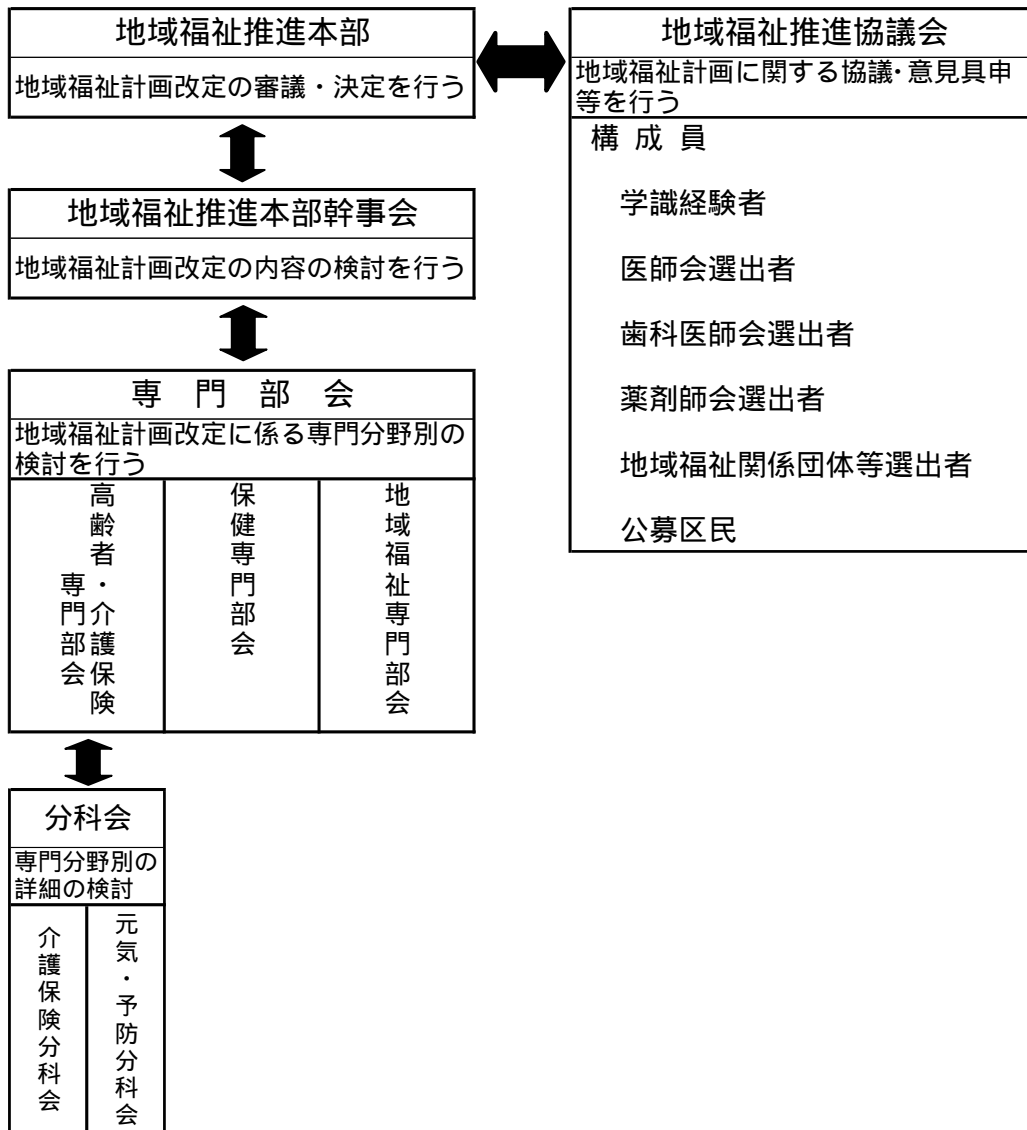
地域福祉計画の改定に当たっては、検討組織を設けて、内容の検討を行いました。（【図表】1-1）

地域福祉推進本部の下に、幹事会、3つの専門部会を設置し、さらに、専門部会の下に、高齢者・介護保険に関する2つの分科会を設置して、庁内での検討を行いました。

学識経験者、地域福祉に関連の深い団体の代表、地域福祉にかかわりを持った公募の区民等の広範囲な委員で構成する地域福祉推進協議会において、ご協議をいただき検討を進めてきました。

また、計画の検討経過を、区報等により区民周知を行うとともに、説明会を実施し、広範な区民意見を聴取しながら、計画の改定を行いました。

【図表】 1 - 1 検討体制の組織図



4 計画の構成

計画全般にわたる考え方、基本理念、基本目標及び地域福祉の現状や課題等を取りまとめた総論部分（第1章から第3章まで）と、主として対象者ごとに設定した分野別の計画部分（第4章）で構成しています。

（【図表】1 - 2）

分野別の計画部分は、対象者別の「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）、「高齢者・介護保険事業計画」及び「障害者計画」に加えて、地域福祉と関連性の高い「保健計画」、及びすべての分野に共通するものや、他の分野に位置づけにくい地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉の推進」の5分野で構成しています。

「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）と「高齢者・介護保険事業計画」は別冊になっています。

なお、「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）については、次世代育成支援対策推進法の制定・施行に伴い、全庁的な子育てにかかる施策を総合・包含し、さらに拡充した上で、総合的かつ横断的な子育て支援が推進できるよう、従来の「子育て支援計画」を改定することにより、平成17年3月に「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）として策定しました。（「子育て支援計画」の計画事業と目標は、P80資料編2を参照。）

また、「障害者計画」については、障害者の福祉サービスを一元化する障害者自立支援法の制定等を踏まえ、平成18年度に改定し、別冊とします。

【図表】 1－2 地域福祉計画の構成

改定に当たって	<ul style="list-style-type: none"> ・改定趣旨 ・背景 ・検討体制 ・計画期間 ・進行管理 				
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・基本目標 				
現状と重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性等 				
分野別計画	・子ども	・高齢者 ・介護保険	・障害者(児)	・地域保健医療	・地域福祉
	↓ 子育て支援計画（次世代育成支援行動計画） 16年度策定済	↓ 高齢者・介護保険事業計画	↓ 障害者計画 18年度改定予定	↓ 保健計画	↓ 地域福祉の推進

5 計画の性格・位置づけ

地域福祉計画は、本区の保健福祉を推進するための基本となる総合計画です。

- 本計画は、次のとおり、法律に基づく計画の性格を有しています。
- ・次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
 - ・保育計画（児童福祉法）
 - ・老人福祉計画（老人福祉法）
 - ・老人保健計画（老人保健法）
 - ・介護保険事業計画（介護保険法）
 - ・障害者計画（障害者基本法）
 - ・地域福祉計画（社会福祉法）

6 計画の期間

（第3期）介護保険事業計画の計画期間にあわせて、本計画は平成18年度から平成20年度までの3年間を計画期間とし、平成20年度に見直しを行います。（「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）及び「障害者計画」を除きます。）

7 計画の進行管理等

しんちやく
進捗状況については、文京区地域福祉推進協議会に報告し、区民参画による進行管理を行います。また、新たな課題や施策の実施に当たっては、随時、協議いただくことにしています。

地域福祉の推進のために、全庁的に取り組むため、庁内組織としては地域福祉推進本部に計画の進捗状況を集約し、調整を行います。

区民が、福祉及び保健等のサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法等には十分配慮を行います。